日	曜	保育園・小学校・中学校・PTA	老人会・婦人会・スポ協・交通・消防	市関係・住民自治会・民児協他
1	木	(み)神社参拝、容儀調べ (小)フッ化物洗口、乗り入れ授業 (小・中)「不祥事根絶を考える日」 (中)校内写生大会(予備日)⇒(変更)		燃えるごみ
2	金	(天)ことば・かず遊び (み)英語で遊ぼう (小)3時間授業、就学時健診 (中)中体連駅伝試走⑤⑥		
3	土	(み)安全点検 (中)八代地区科学発明工夫展(～4日)		
4	日	(小・中)「家庭の日」		
5	月	(中)ノーメディアデー		燃えるごみ
6	火	(み)3B体操＆リトミック (小)全校集会、語る会 (中)くしやまOL交流会②③		
7	水	(天)交通指導 (小)4時間授業 (中)小中合同大研参観(中)⑤(3年道徳)		・民生・児童委員月例会 (ゆめ倉庫)
8	木	(み)音楽で遊ぼう (小)フッ化物洗口、乗り入れ授業 (中)運営委員会、支援学校交流⑤⑥		燃えるごみ
9	金	(み)英語で遊ぼう (小)5時間授業、学力向上支援授業 (中)駅伝推戴式⑥、前期通知表生徒配布		
10	土	(天)本堂参拝	(老)会長会、(老)いそみ会	資源の日
11	日	(小・中)人権を確かめ合う日		・人権を確かめ合う日
12	月	スポーツの日 ●	(老)舞踊(ゆめ倉庫)	燃えるごみ
13	火	(小)児童集会 (中)生活指導委員会	・いきいきサロン〔山下〕	・市政協力員月例会 ・住民自治会運営委員会
14	水	(小)ともだち理解授業 (中)【変更】校内写生大会①～④	(老)カラオケ(ゆめ倉庫) (自)太極拳(ゆめ倉庫)	
15	木	(み)お祭りごっこ、交通安全指導、家庭学級 (小)安全点検、フッ化物洗口 (中)八代中体連駅伝		燃えるごみ
16	金	(み)英語で遊ぼう (小)乗り入れ授業 (中)【変更】校内写生大会(予備日)、 駅伝予備日、前期通知表回収締切		
17	土	(天)運動会 (小・中)小中合同資源回収 (中)第54回県人権教育研究大会(人吉市)		
18	日	(中)第54回県人権教育研究大会(人吉市)	(老)千代永会	
19	月	(天)身体測定 (み)身体測定 (小)「食育の日」、乗り入れ授業 (小・中)小中合同クリーン作戦⑤⑥	(老)舞踊(ゆめ倉庫) ・いきいきサロン〔塩北・新開〕	燃えるごみ ・住民自治会広報部会
20	火	(み)3B体操＆リトミック (小)乗り入れ授業 (中)専門委員会	・いきいきサロン〔馬越〕	
21	水	(小)4時間授業、中学校公開授業 (中)小中合同授業参観(中)⑤⑥	(自)太極拳(ゆめ倉庫) (老)カラオケ(ゆめ倉庫) ・いきいきサロン〔新田〕	
22	木	(天)衛生指導 (み)お誕生会 (小)水俣に学ぶ肥後っ子教室、集団宿泊教室(～23日) (中)校内支援委員会		燃えるごみ
23	金	(み)英語で遊ぼう (小)乗り入れ授業		
24	土			
25	日			
26	月	(天)非常時対応訓練 (み)避難訓練 (小)乗り入れ授業	(老)舞踊(ゆめ倉庫)	資源の日／燃えるごみ
27	火	(天)誕生会 (小)1年生活科見学旅行、乗り入れ授業 (中)3年共通テストⅠ		
28	水	(小)校内研修 (中)3年共通テストⅡ	(自)太極拳(ゆめ倉庫)	津森小学校遭難の碑広場 清掃作業
29	木	(み)音楽で遊ぼう (小)5時間授業、フッ化物洗口、乗り入れ 授業、保寿寮との交流(4、5年2・3h) (中)文化祭ステージ練習(～12)		燃えるごみ
30	金	(み)英語で遊ぼう (小)芸術体験教室(1～3年1・2h,4～6年3・4h) (中)シェイクアウト訓練		
31	土			

詳しくは、町内掲示板、回覧チラシをご覧ください。



令和８年熊本地震で被災した井戸の応急修理について

熊本地震で被災した井戸について原因調査、井戸などの修理(掘り直し等)の支援を行います。

【原因調査（洗浄等）】

・井戸内に空気を吹き込み堆積した砂を除去し、井戸内の 不具合を調査します。

・舗装されて井戸が確認できないなど、調査が実施できない場合があります。

・井戸所有者の調査費用の負担はありません。

【井戸などの修理（掘り直し等）の支援】

・井戸などの修理について1世帯あたり最大で75万7千円の支援があります。

・対象となる方や申請方法など、詳しくは、市ホームページをご確認いただくか、下記コールセンターまでお問い合わせください。

※ 既に修理費用を支払済みの場合は、支援対象になりません。

【井戸復旧等支援事業申請受付窓口】

・場所　市役所本庁舎1階　会議室A

・日時　平日・日曜　9:00～12:00／13:30～16:30

【問合せ】 井戸復旧等支援事業コールセンター
☎ 65－7722
受付時間 8:30～17:15

温泉神社例大祭(神事、奉納演芸) 開催の予定
期日 ： 11月15日(日)

地震に伴う「公費解体制度」について

制度には市が解体撤去を行う「公費解体」と、自ら解体を行い後に市から費用を払い戻す「自費解体(費用償還)」があります。

【重要】 解体・契約の前に、まずは市へご相談ください。

【対象となる物件】

○全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊の判定を受けた建物等 (個人が所有する家屋等、もしくは中小企業者が所有する事業所等)

○住まい以外の建物(倉庫・店舗:空き家など)は、公費解体申請後、被害認定調査又は写真による被災状況の確認を行います。

り災証明書を取得していない場合、またはり災証明書が発行されていない建物(空き家等)の場合、自費解体においては被災状況の写真を基に、公費解体においては現地にて被災判定を基に半壊以上相当か判定を行います。

半壊未満と判定された場合は対象外となります。

○建物の一部解体は対象外です

【問合せ】 市民環境部　環境社会推進部
☎ 34ー1997

行事等の中止のお知らせ

敬老会　記念品配布のみ
日奈久十五夜綱引き
大坪町十五夜綱引き
「秋の清掃活動」に係る 「校区一斉清掃」
日奈久校区民体育祭
日奈久阿蘇神社例大祭(神事のみ実施)

ありがとう 言われた瞬間 笑みこぼれ

２０２６年９月

消費者情報

八代市（氷川町・芦北町）消費生活センター

電話：０９６５－３３－４１６２



令和８年熊本地震が起きて１か月以上が経過しました。酷暑と闘いながらの被害復旧、避難生活を余儀なくされている方々の心と体の健康を危惧せずにはおれません。また、全国各地から支援にかけつけてくださった自治体の方、ボランティアの方には八代市民として心から頭の下がる思いです。

地震後、八代市消費生活センターには、災害に便乗した悪質商法の相談が数多く寄せられています。

相談事例

【事例１】

地震後に業者が訪ねてきて、割れた瓦の上にブルーシートを張ってくれました。「ボランティアでやっている」として無料でやってくれましたが、この業者は近所を訪問して市政協力員の私の名前を出して契約を取り付けているようです。先ほど、この業者に勧められて屋根工事を契約した近隣住民が、「業者が市政協力員の私の家にブルーシートを張った話をしたので、つい業者を信用したものの高額なので工事を断りたい」と相談してきました。クーリングオフできますか。この業者が張ったブルーシートの重石の土のうは中身が瓦くずで、そのため土のうが破れ中身がポロポロこぼれて屋根から落ちてきています。（６０代男性市政協力員）



〈助言〉

近隣住民の契約は、訪問販売であり契約した翌日の相談だったので問題なくクーリングオフができます。クーリングオフを通知するよう助言しました。

〈注意〉

市政協力員である相談者の信用を利用したのは悪質と言わざるをえません。

【事例２】

地震で水が出なくなったため、電話帳で水道設備業者を探し電話して自宅に来てもらいました。設備業者は、ポンプを新しく交換してもほかの原因で水が出ない場合もあると事前説明をしたうえで、「ポンプが古いので交換しませんか」と見積額を提示して勧誘してきました。水が出ない原因は不明なままでしたが、ポンプが古いのは事実だったのでポンプの交換をすれば水は出るだろうと期待して交換してもらったものの、結局水は出ませんでした。周辺を調べていた他の水道設備業者の話によると、井戸水が枯渇しているとのことでした。クーリングオフすることはできますか。

〈助言〉

相談者は自身で業者を呼んでいますので、クーリングオフは適用されません。事前に、水が出ない原因はポンプ以外の可能性もあるという説明を受け見積額も提示されたうえで契約しており、不意打ち的な契約とは言えません。すでに工事は完了しているので支払金額については自主交渉をお願いしました。

〈注意〉

井戸水の不具合については、いろいろな原因（ポンプの故障・地下水位の低下・砂泥による砂こし器の目詰まり等）が考えられるため、原因を見極めての工事をすることが必要です。



全国的なその他の事例

・「無料」「ボランティア」と言って家の片付けなどを行い、あとから高額な代金を請求する

・「補助金申請の代行をしてあげる」と言って、金銭を要求する

消費者へのアドバイス

- 契約する場合は複数社から見積もりを取り、サービス内容や料金を十分に検討しましょう
- 工事に限らず事業者と契約を結ぶ場合は、取引内容を明らかにした契約書を交付してもらいましょう
- 料金やサービス内容に納得できない場合は、きっぱりと契約を断りましょう
- 緊急を要するトラブル発生に備え、事前に情報を収集しておきましょう
- トラブルが生じた場合は、最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう

消費生活相談関連のご案内【令和８年１０月分】

相談内容	開催日
無料弁護士法律相談 ≪予約制≫	令和８年１０月９日（金）、２３日（金） １０：００～１２：００　１３：００～１６：００
	予約は令和８年１０月１日（木）午前８時３０分から受付を開始します。 市民活動政策課 TEL：０９６５-３３-４４８２までお電話ください。

◇◆◇　八代市消費生活センター　◇◆◇

時　間：月～金（祝日を除く）９時～１７時

場　所：八代市役所２階　消費生活センター

ＴＥＬ：０９６５－３３－４１６２

相談無料・秘密厳守